

# 申込みについての簡単なお案内

## ■ 申込み資格について

### 1. 現に所持している遺骨を収蔵する場合

- ① 収蔵する遺骨の祭祀主宰者であること。



祭祀主宰者

あるいは、

申請者が被収蔵者の縁故者(配偶者、3親等以内の血族、  
2親等以内の姻族、養父母、養子)であること。



縁故者

[注]以下、縁故者とはすべて上記に該当する者をいう。

- ② 申請者あるいは被収蔵者が、市内に住所を有すること。  
※市内に引き続き3ヶ月間居住している者。
- ③ 申請者あるいは被収蔵者が、本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。

→ ①で、なおかつ ②または③に該当すること。

### 2. 生前に納骨堂の予約をする場合

- ① 申請者本人が使用すること。



本人

- ② 申請者本人が市内に住所を有すること。  
※ 市内に引き続き3ヶ月間居住している者
- ③ 申請者本人が本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。

→ ①で、なおかつ ②または③に該当すること。

### 3. 他の墓地や納骨堂から改葬する場合

- ① 申請者が改葬元のお墓や納骨堂の現使用者



**現使用者**

あるいは、現使用者の縁故者であること。



**縁故者**

- ② 申請者本人が市内に住所を有すること。  
※ 市内に引き続き3ヶ月間居住している者
- ③ 申請者本人が本市に居住する目的で市内に家屋、土地を有すること。
- ④ 改葬元の墓地や納骨堂が市内にあること。

→ ①で、なおかつ ②または③または④に該当すること。

## ■ 市民料金が適用されるケース

### 1. 納骨堂、合葬墓の申込みについて

申請者あるいは被収蔵者のどちらかが、市内に住所を有する場合。



**小松市内**



**小松市内**

※申請者と被収蔵者が、共に市内に住所を有していない場合は、市外料金です。  
ただし、一方が、本市に居住する目的で市内に家屋や土地を有している  
必要があります。



## 2. 納骨堂の生前予約について

申請者が市内に住所を有する場合。



**小松市内**

※市内に住所を有していない場合は、市外料金です。ただし、本市に居住する目的で市内に家屋や土地を有している必要があります。



**小松市内**

## 3. 改葬による納骨堂、合葬墓の申込みについて

① 改葬元の墓地などが市内にある場合。



**小松市内**

② 改葬元の墓地が市外にあっても、申請者(改葬元のお墓の現使用者またはその縁故者)が市内に住所を有する場合。



**小松市内**

※市内に住所を有していない場合は、市外料金です。ただし、本市に居住する目的で市内に家屋や土地を有している必要があります。

## ■ 納骨堂、合葬墓をご使用できないケース

### 1. 申請者が被収蔵者の祭祀主宰者もしくは縁故者でない場合



「わたしは頼まれて来た者です」

### 2. ① 申請者について

市内に住所を有しない。

※ 市内に引き続き3ヶ月間居住していない者

かつ、本市に居住する目的で市内に家屋または土地を有しない。



申請者

### ② 被収蔵者について

死亡時に市内に住所を有していなかった。

※ 市内に引き続き3ヶ月間居住していなかった者

かつ、死亡時に本市に居住する目的で、市内に家屋または土地を有しなかった。



被収蔵者

→ 上記 2. は ①と②の条件がそろった場合

## ■ 納骨堂を生前予約できないケース

生前予約されるご本人が、市内に住所を有しない場合。

※ 市内に引き続き3ヶ月間居住していない者



小松市外

かつ本市に居住する目的で市内に家屋または土地を有しない場合。



小松市外

## ■ 改葬による納骨堂、合葬墓のご使用ができないケース

### 1. 申請者が改葬元の墓地使用者でもなく、その縁故者でもない場合



「わたしは、頼まれて来た者です」

### 2. ① 申請者について

市内に住所を有しない。

※ 市内に引き続き3ヶ月間居住していない者

かつ、本市に居住する目的で市内に家屋または土地を有しない。



小松市外



小松市外

### ② 改葬元の墓地などが市外にある場合



小松市外

→ 上記 2.は ①と②の条件がそろった場合